

昭和四十五年十一月招集

昭和四十五年十二月招集

千葉県館山市議会議録

館山市議会議

第五回館山市議會臨時會會議錄

昭和四十五年十一月招集

第五回館山市議会臨時会会議録目次

日時	三
場所	三
出席議員	三
欠席議員	四
出席説明員	四
出席事務局職員	四
議事日程	四
開會	五
出席説明員の報告	五
議案の配付	五
会議録署名員の指名	六
会期の決定	六
提案理由の説明	七
議案の上程（議案第七十七号）	七

議案の内容説明	八
質疑応答	八
採決	一三
閉会	一四
本日の会議に付した事件	一四

第五回館山市議會臨時會會議錄

昭和四十五年十一月招集

一、昭和四十五年十一月二日（月曜日）午前十時

一、館山市議會本會議場

一、出席議員 二十五名

一	番	吉田勇治郎	三	番	嶋田石蔵
四	番	伊賀多朗	五	番	藤田益治
六	番	磯辺博	七	番	白熊盛太郎
九	番	三幣勇	一〇	番	西村真次
一	番	菊井敏博	一	番	遠山ヨネ子
一	番	石井正	一	番	五十嵐昇
一	番	江田徳太郎	一	番	安西益男
一	番	島野茂樹郎	一	番	安西益男
二	番	小沢恵太郎	二	番	中村省吾
二	番	田中祿郎	二	番	飯田義男
二	番	秋山六三郎	二	番	田村源治郎
二	番		二	番	安沢徳順

二八番 望月 照正
三〇番 山口 康

一、欠席議員 三名

二番 石井 輝久
一二番 小柴 孝

一、出席説明員

市長 本間 謙

収入 役 高木 哲三

庶務 課長 小倉 澄男

水道 課長 大嶋 重義

一、出席事務局職員

事務局長補佐 高尾 豊

書記 錦織 睦子

書記 川上 義雄

一、議事日程

昭和四十五年十一月二日午前十時開議

日程 第一 會議錄署名員の指名

日程 第二 会期の決定

二九番 鈴木 市蔵

八番 黒川 正

助役 畠山 伝

秘書 課長 太田 博雄

財政 課長 長谷川 広治

書記 兵藤 恭一

書記 渡辺 弘

書記 木高 松雄

開 会

午前十時十分 開 議

○ 議長 (西村真次君) 本日の出席議員数二十三名、これより第五回市議会臨時会を開会いたします。

出席説明員の報告

○ 議長 (西村真次君) 本臨時会の議案審査のため地方自治法第二百一十一条の出席要求に対し、本間市長、島山助役、高木収入役、太田秘書課長、小倉庶務課長、長谷川財政課長、大嶋水道課長以上の者が出席する旨の報告がありました。

議案の配付

○ 議長 (西村真次君) 議案を配付いたします。議案の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

會議録署名員の指名

○ 議長 (西村真次君) 日程第一、會議録署名員の指名を行ないます。

本臨時会の會議録署名員に三番議員嶋田石蔵君、一六番議員五十嵐昇君以上兩君を指名いたします。これに御意議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて決定いたしました。

会期の決定

○ 議長 (西村真次君) 日程第二、会期の決定を行ないます。

本臨時会の会期につき議會運営協議会の意見は本日一日ということでありませぬ。

おはかりいたします。会期を一日と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて会期は本日一日と決定いたしました。

提案理由の説明

○ 議長（西村真次君） これより本臨時会の案件につき市長の説明を求めます。本間市長。

（市長本間 護君登壇）

○ 市長（本間 護君） 提案理由につきまして御説明申し上げます。

本日、第五回臨時市議会を招集し御審議わずらわす案件は、昭和四十五年度から二カ年継続事業として佐野から伊戸を経て洲の崎の海岸地区住民の生活用水と、同地区開発のための西部簡易水道事業の工事請負契約であります。これは本年八月二十四日県知事の認可がありましたので、同地域住民に一日でも早く給水を開始し要望にこたえるべく去る十月二十七日指名競争の方法により入札を実施しましたところ、東京都中央区銀座五丁目十二番地六号エタニツト建設株式会社東京支社が一億三千三百万円で落札いたしましたので、工事を昭和四十七年三月三十一日と定めて工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により議会の議決をお願いしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、関係課長をして説明させますので、十分な御審議をわずらわしますようお願い申し上げます。まして一言議案説明といたします。

議案の上程

○ 議長（西村真次君） 日程第三、議案第七十七号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

（書記朗読）

議案の内容説明

○ 庶務課長 (小倉澄男君) 議案第七十七号につきまして御説明申し上げます。

ただいま市長の説明にもございましたように、館山市西部簡易水道事業の本体工事でございますが、この工事につきまして先般関東水交會、水道専門業者でございますが、これに所屬いたしております業者の中から各般の状況を検討いたしましたして、三井建設株式会社、浅野工事株式会社、エタニツト建設株式会社、久保田建設株式会社、荏原建設株式会社の五社を指名いたしましたして、十月二十七日指名競争入札を実施いたしましたところ、エタニツト建設株式会社の東京支社が一億三千三百万円をもちまして落札いたしましたので、ここに工事請負契約の締結を議案として上程した次第でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

質 疑 応 答

○ 議長 (西村真次君) 本案に対する質疑を求めます。

○ 二五番 (田村源治郎君) エタニツト株式会社でありますけれども前に南部の水道をやつたときに舗装してある道路を掘つてそのままやりつばなしになつておる。完全に直すという話で請け負わしたものがやりつばなし、それは下請会社がやつてエタニツトは何も関係がないようにしてある。いままつて富崎地区の道路は掘り返してそのまま

にしておる。今度またエタニツトが行なり。それに対してやるのかやらないのか。前の議会のときにエタニツトが請けた南部のものは完全にやつてくれる。道路を掘つたものに對して舗装して直す。それらの条件のもとにやらしたものが完全に現在直つてない。今度またやりつばなしのものができあがる。それには市費がかかるのではないかという問題ができる。それらの点を嚴重にやるか、監督はきちんとやるのか。富崎地区をそのままに残してあるものに對して関連性があるから、この会社がやつたものであるから、これが完全に履行されてない。議会だけの答弁でやらせませすというこゝとでなく確實に舗装を直す。舗装をきちんとさせるという条件のもとにこの問題を関係課長にお願ひします。

○ 水道課長 (大嶋重義君) ただいまの南部の工事の場合の富崎地区の一部配管関係の路面復旧の問題でございますが、これにつきましては、あそこは坂道でございますして、一部のところがコンクリート舗装にやつておりまして、まん中を掘さくし、学校の前のほうは端のほうを掘さくしたわけでございますが、布良の港におりるセメンの舗装関係につきまして御指摘のより左面がございまして、これについてはたえず見に行つたりして嚴重に注意いたしましたわけでございますが、結果においてそのような場所が多少出ましたということにつきまして申しわけなく思つておるわけでございますが、これについてはその後、きつうも私あそこを通つたわけでございますが、あそここのセメントの道路も多少古くやつておりますけれども、道路そのものがだいたいおるようなわけでございますが、舗装を補修した箇所が見受けられておりますので、今後行ないます場合には、私どももこうした監督の面につきましては、嚴重に立ち会ひまして再びこのようなことのないようにしつかりとした道路復旧をしていきたいと思つております。よろしくお願ひします。

○ 二五番 (田村源治郎君) 今、課長の説明では今後嚴重にというけれども、前のものがこの議会においても完全に舗装するというのが直つていない、ていさいよくやりつばなしで逃げてしまふ。私たちの地区はいまもつてまん中とか端とか穴ぼこがあつて、土木課に行けばこれは水道のほうがかつたから水道のほうでかけあつてもらいたい。どこに

いくんだ。やられたほうは迷惑してゐる。この議會でりつぱにもとに復元させる。迷惑はかけないという約束のものがなされてない。道路がでこぼこがある。自動車を通る。危険性がある。ただ嚴重に監督しますということで逃げるのか。約束は約束だ。前のエタニツトのときけこういことがあつたから落札しても前のやつを復元させる義務がおそらくあるだろうと思う。その点においてけつきり御答弁をお願いします。

○ 市長 (本間 讓君) 田村議員さん、非常に恐縮でございましたが、今度契約するときそれを直すことを条件として契約して、今後そういうことをないことを確約の上、御承認いただければ契約いたしたいと思ひますから、どうぞ御了承願ひます。

○ 二五番 (田村源治郎君) 了解しました。

○ 一番 (吉田勇治郎君) この工事工程の内容についていまい少し詳細に御説明を願ひたいと思ひます。

○ 水道課長 (大嶋重義君) それではこの水道工事の工程でございますが、これは本年度と来年度二カ年でこれを完成するといふ予定でございます。本年度におきましては取水工事井戸を四本掘る予定でございます。そこへの送水ポンプ室をつくります。井戸を掘つた四ヶ所からそれぞれの管によつてポンプ室に送る。それをさらに導水管でございますが、太い管でございますけれども、これが配水池に上つていくわけでございます。本年度はこれが予定では一応三千三百万を予定してゐるわけでございます。

それから本年度に参りまして、配水池、これは佐野のこちらから行つて向い側に小高い松の植つた山がございましてここに旧軍が使つた大きな配水池がございまして、これを検査した結果このものが十分使えるということでございますので、あえて金をかける必要もなからう。なるべく既設のもので使えるものはこれを使用していきたいということでございます。この配水池は五〇〇トン入るものでございますが、これを使ひます。しかしこの配水池については周囲の状況

を浄化したりあるいは配水池が露天でございますから上におおいをかぶすという工事がございますが、この配水池関係の完成と、それからあそこは場所が高うございまして、一部部落が高いところでございますので、減圧槽と申しまして圧力を落す装置が一つ入ります。

それから、あとは配水管でございしますが、これは太いところが二〇〇ミリ、二〇センチのもの元でございまして、これが口径二〇〇から最終三〇ミリまで、国の補助事業でございまして、配水管の工事まで補助がつくわけでございませう。私どももあつた西岬地区については部落がいくんどおりませうし、岩盤地帯ということで家の近くまで配水管を持つていつて、各家庭の流末工事等も費用の軽減をしていきたいという事で部落内を細かく調査いたしました、したがいまして、大は二〇〇から一五〇、一二五、七五、五〇、四〇、三〇こうした各配水管が総延長二三キロ六〇四メートルの長いものになつて、これによつて各家庭に流末工事でひいていくことになるわけでございます。来年度はこの配水池をつくることよりも配水管の敷設がまず大部分が大きな仕事になるわけでございます。こうした三つの仕事が出来年度に予定されておるわけでございます。これが一億三千二百九十六万五千円ということで総計一億六千五百九十六万五千円というのがただいまのところの予算の額でございませうが、ただし、この額につきましては、入札等の関係も異動を生じておられますし、なお、今後国の補助事業でございまして、その都度国に申請をしてそれが通るか通らなにか等の関係もございませうので、そうした関係で多少の変動は出て参りますことをあらかじめ御了承いただきたいと思つておられます。なお、この配水管以外に非常用に備えまして消火栓を四十七カ所設ける予定でございませう。この場所につきましては、専門の消防署のほうに御相談いたしまして決定したいと思つておられます。

それから、用地関係でございませうが、この用地には配水池の用地が約六百坪、それから井戸四本掘りますが、深さはあの地帯は電探調査の結果あまり深くするとかえつて潮水あるいはいろいろの結果が出るということとせいで深さ

は一〇〇メートルぐらいが適當だということで一〇〇メートル深さのものを四本掘るわけでございますが、この用地が大体一本当たり二十坪予定いたしております。約八十坪を取水の井戸の用地にいたしたいというわけでございます。それから浄水所でございますが、これは神戸の農協がございませう南側に道路にそいまして細長いあき地がございませう。今造作物をつくつておつたところがございませうが、これが神戸の佐野の共有地でございまして、これを約二百坪浄水用地として使つていきたいということでございます。それからもう一つは、この配水池が山でございませうので、山に導水管によりまして水を揚げるわけでございますが、それに揚げる配水管を引くための用地が約二、三十坪いるというわけでございます。大体用地関係は以上のものを必要といたすわけでございます。このように大体施設でございまして、これを私どもは非常に西岬あの一帯の地帯が水に困つておる地帯でございませうので、通水のほうは来年の夏を目標として努力いたしたい。こう思うものでございます。

なお、給水関係でございますが、大体四本の井戸から大体最大日産一、〇〇〇トンを予定いたしております。これには一般の住民の方が現在あゝの地帯で三千二百人ぐらいの人口しかございませませんが、将来一応五十四年度を水道事業の場合にけ年次目標にいたしますので、計算の上では計画人口三千六百人とみております。あそこには学校が二つございまして六百八十人、一般の宿泊施設これを千七百人とみております。それから観光人口を二万三千七百人こうみておりました、それぞれ一般住民につきましては、最大一日一五〇リットル、学校につきましては生徒一人当たり五〇リットル、旅館等につきましてはこれが一〇〇リットル、観光事業についてはこれが一〇リットル、官公署が七〇リットルこのように計算によりまして、最大給水量を一、〇〇〇トンと見ております。それによりまして、この地帯の給水は十分まかなえるものと考えております。以上で説明を終わります。

○ 一番 (吉田勇治郎君)

ただいまの御説明でよく了解できました。ただ、御説明の中で四十六年の夏までに間に合

わせる。こういうことでございましたが、さつきの説明の中で四十七年三月三十一日を工期として契約をさつたという御説明を承つたのでちよつとおかしいわけですが、せひかの地は、よく市長さんと、課長さんも現状を把握されておるように、一日千秋の思いで待つておる水道でございますので、せひ来年の夏には間に合わせるように御配慮願いたい。こういうようにお願いして私の質問は終了します。

○ 議長 (西村真次君) 御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

採 決

○ 議長 (西村真次君) おはかりいたします。本案を討論省略採決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は討論省略採決することに決しました。

おはかりいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (西村真次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決されました。

閉 会

○ 議長 (西村真次君) 以上で本臨時会に付議されました案件は議了いたしました。よつてこれにて第五回臨時会を

閉会いたします。

午前十時三十五分

閉

会

○ 本日の会議に付した事件

一、会議録署名員の指名

一、会期の決定

一、議案第七十七号

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会 議長

議員

議員

西嶋 田松 石燕 早藏